

キリバスの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

「キリバス共和国」(英語では「Republic of Kiribati」²。以下「キリバス」という)は、太平洋のミクロネシアに位置し、バナバ島、ギルバート諸島、フェニックス諸島、ライン諸島の合計 33 の環礁(環状に形成された珊瑚礁)の島からなる共和制国家である³。キリバスの各島の面積の合計は、日本の対馬より大きい約 811 平方キロメートルであるが、世界第 3 位の広大な排他的経済水域(約 350 万平方キロメートル)を有する。首都はギルバート諸島にあるタラワ、通貨はオーストラリア・ドル、公用語はキリバス語及び英語である。キリバスの人口は、約 12 万人である。民族構成はミクロネシア系が約 99%を占める。宗教はキリスト教が圧倒的に多い(カトリック系が約 55%、プロテスタント系が約 36%)⁴。

1606年にスペイン人がヨーロッパ人として初めて、ギルバート諸島に到達し、1788年には英国海軍のギルバート大佐が上陸した(キリバスの国名は、ギルバート大佐に由来する)。英国は、1892年に、現在のキリバスとツバルを合わせた地域を「ギルバート・エリス諸島」として保護領とした。1900年にバナバ島でリン鉱石が発見されたことから、1916年に植民地とした。第二次世界大戦中に日本軍が一時支配したが、戦後は再び英国の植民地となった。1956年、キリバスのクリスマス島で英国の核実験が行われ、1962年には米国の核実験も行われた。ミクロネシア系のギルバート諸島とポリネシア系のエリス諸島とでは文化や言語等が異なることから、1974年の住民投票の結果を受けて、1975年にエリス諸島が分離して

¹ えんどう まこと、弁護士・博士(法学)。BLJ法律事務所(<https://www.bizlawjapan.com/>)代表。

² キリバス語では、アルファベット 26 文字のうち 13 文字しか使用しない。そのため、「s」が「ti」に置き換えられ、「Kiribati」になる。

<http://www.xmassalt.com/menu1.html>

³ キリバスの領土は赤道に跨っているほか、日付変更線にも跨っているように見えるが、同じ国であるのに地域によって日付が異なるのは不便であるので、日付変更線を本来の場所から大きく東にずらし、キリバス全土が同じ日付となるようにした(実際、1994年末までは、国内の地域によって、日付が 1 日ずれていた。1995年 1 月 1 日より、日付変更線を現在の位置に移動させた)。その結果、キリバスは、世界で最も早く日付が変わる国となった。なお、キリバスの国土は東西に広がっているため、国内でも地域により 2 時間の時差がある。

⁴ 本稿におけるキリバスの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022 年版』(二宮書店、2022 年) 459~460 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』(山川出版社、2021 年) 243 頁等を参照した。

「ツバル」と改名し、1978年に英連邦加盟国として独立した。他方、ギルバート諸島でも、英国政府との間で独立についての合意が成立し、1979年7月12日、キリバスも独立を果たした。同年9月には、米国から、フェニックス諸島及びライン諸島を譲り受けた。キリバスは、国連には1999年に加盟した。キリバスは、2011年に台湾と外交関係を樹立したが、2019年に台湾と断交し、中国と外交関係を樹立した。

キリバスの島々の多くは海拔3.5メートル以下の高さしか無く、平坦な土地がほとんどであるため、地球温暖化による海面上昇により、国が水没することが懸念されている（但し、科学的には、海面が上昇しても、環礁に砂が堆積すること等により土地がかさ上げされるため、キリバスは水没の危機に瀕しているわけではないとの指摘⁵もある）。そこで、2014年に、キリバスは、ツバル、マーシャル諸島、モルディブとともに、「気候変動問題の環礁国同盟」を結成したほか、巨大浮島の建設、全国民のフィジーへの移住⁶等の対策を検討している。

キリバスの主な産業は、自給自足的な農業及び漁業である。以前は、バナバ島でリン鉱石が採掘されていたが、1979年の独立時には枯渇していた。主な外貨獲得源としては、排他的経済水域における外国漁船の入漁料、基金の運用益等がある。キリバスは、毎年、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。従来から、とくにオーストラリア及びニュージーランドからの経済援助が多かったが、最近では、中国からも多額の援助を受けている。

キリバスは、従来、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋諸島フォーラム（PIF）加盟国との関係を重視してきた。しかし、2022年7月、キリバスは、同フォーラムからの脱退を表明した。これは、2021年の同フォーラムの事務総長選出でミクロネシア諸国が軽視されていることを理由とするものである。この点、日本のマスコミ報道等においては、中国政府による裏工作を主張するものもあるようであるが、短絡的過ぎるであろう⁷。

キリバスは、1892年から1979年まで英国に統治されていたことから、英国法⁸の影響を強く受けてきた。1979年7月12日の独立後は、①キリバス憲法、②キリバスの制定法、③英国のコモン・ロー及びエクイティ（キリバス憲法又はキリバスの制定法に反してはなら

⁵ 塩澤英之著「キリバス、中国の協力でフィジーの避難用地を開発へ」（2021年）。

https://www.spf.org/pacific-islands/breaking_news/20210224-2.html

⁶ フィジーの大統領は、2014年、キリバスが水没の危機に瀕した場合、キリバス国民全員を受け入れることを表明した。

⁷ 太平洋地域諸国は、「地域課題を圧力や多数決で解決するのではなく、反対意見も尊重し、対話を尽くしてコンセンサスを形成し、協調行動を取ることを基本原則としつつ（パシフィック・ウェイ）、各国が「それぞれの国内事情と国益を考慮しながら主権国家として対外政策を決めている側面」もある（片岡真輝著『激変する太平洋地域の安全保障環境と太平洋島嶼国——パシフィック・ウェイに基づく協調行動は可能か』（2022年））。

https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2022/ISQ20220_029.html

⁸ 本稿において「英国法」とは、イングランド及びウェールズの法体系を指す。

ない)、④キリバスの慣習法が適用される⁹。

II 憲法

1 総説

キリバス憲法は1979年に採択された。その後、キリバス憲法は1995年、2016年、2018年に一部改正された。

全139条からなるキリバス憲法の体系は、表1のとおりである¹⁰。

表1：キリバス憲法の体系（附則を除く）

前文		
第1章 共和国及び憲法		第1条～第2条
第2章 個人の基本的権利及び自由の保護		第3条～第18条
第3章 市民権		第19条～第29条
第4章 行政府	第1節 大統領	第30条～第38条
	第2節 副大統領	第39条
	第3節 内閣	第40条～第44条
	第4節 行政機能	第45条～第51条
第5章 立法府	第1節 構成	第52条～第65条
	第2節 立法及び手続	第66条～第76条
	第3節 召集、解散及び選挙	第77条～第79条
第6章 司法府	第1節 高等裁判所	第80条～第89条
	第2節 控訴院	第90条～第95条
	第3節 一般	第96条～第97条
第7章 公共サービス		第98条～第105条
第8章 財政		第106条～第116条
第9章 バナバ及びバナバ人		第117条～第125条
第10章 雑則		第126条～第139条

2 統治機構

(1) 行政府

⁹ Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World II*(2002), p.830-831.

¹⁰ https://www.constituteproject.org/constitution/Kiribati_2013.pdf?lang=en

キリバスの大統領（Beretitenti）は、国家元首であり、政府の長である。大統領の選出方法については、まず、国会議員の中から、3～4名の大統領候補者を選出し、次に、国民の選挙により大統領候補者の中から大統領が決定される。大統領の任期は4年である。

内閣は、大統領、副大統領（Kauoman-ni-Beretitenti）、大臣により構成される。大統領以外の構成員は、国会議員の中から大統領により任命される。

大統領又は政府に対する不信任案が国会において国会議員の過半数の賛成で可決された場合、国会は解散する。国会解散後3か月以内に、総選挙が実施される。

（2）立法府

キリバスの国会（Maneaba ni Maungatabu）は、一院制が採られている。国会議員の任期は4年、定数は45議席である。

国会議長は、国会議員でない者の中から、国会議員により選出される。国会議長は、国会において投票権を有しない。国会で議案が可否同数となった場合、国会議長は、否決を宣言しなければならない。

法律案が国会で可決され、かつ大統領が同意することにより、成立する。大統領は、法律案が憲法に違反すると考える場合に限り、同意を留保することができる。

（3）司法府

キリバスの裁判所としては、控訴院（Court of Appeal）、高等裁判所（High Court）、治安判事裁判所（Magistrate Court）がある。

治安判事裁判所は、重大ではない民事事件、刑事事件、土地事件を管轄する。治安判事裁判所は、原則として、高等裁判所所長の推薦に基づいて法務大臣により任命された3名の治安判事で構成される。

高等裁判所は、治安判事裁判所からの上訴事件を管轄する。土地、離婚、相続に関する上訴事件は、高等裁判所の土地部により審理される。キリバスの司法長官は、公共サービス委員会との協議を経た上での内閣の助言に基づいて、大統領により任命される。高等裁判所の裁判官となり得るのは、いずれかの国で裁判官として在職したことがある者、又は法廷弁護士又は事務弁護士として5年以上の実務経験がある者である。

キリバスの司法裁判所体系の頂点に位置するのが、控訴院である。控訴院は、高等裁判所からの上訴事件を管轄する。控訴院は、形式上は高等裁判所とは別の組織となっているが、実質上は高等裁判所の一部門である。控訴院は高等裁判所の建物の中にある。控訴院の裁判官は、高等裁判所の首席裁判官及び他の裁判官により構成され、大統領により任命される。控訴院の裁判官は、自分が判決を下した事件について審理を行うことはできない。

2022年には、キリバスで「憲法危機」が発生した。キリバス政府は、以前から、裁判官の終身制を固定期間制に変更することを主張していた。オーストラリアからキリバスに戻ろうとした高等裁判所のランボーン裁判官（オーストラリア人）に対し、任期を遡及的に3

年とする契約書に署名しない限り、キリバスへの入国を認めないと通知した。そして、2022年5月、憲法の規定（能力不足又は不正行為による裁判官の罷免）に基づき、ランボーン裁判官を停職処分及び国外追放処分とした（なお、ランボーン裁判官の妻は、野党党首であった）。そして、同年6月、上記処分の適法性を審理しようとしていたヘイスティングス裁判官（ニュージーランド人）も停職処分とした。同年8月に下された控訴院判決は、ランボーン裁判官への停職処分及び国外追放処分を違憲として破棄し、ランボーン裁判官を復職させるよう命じたことから、キリバス政府は、控訴院の3名のニュージーランド人裁判官も停職処分とした。このような事態に対し、オーストラリア、ニュージーランド等から、控訴院も高等裁判所も裁判官がいなくなり司法が機能しなくなる等の大きな批判が巻き起こった。同年9月、内閣不信任動議が提出されたが、否決された。同年10月、キリバス政府は、キリバス人女性であるセミロタ法務長官（Attorney General）を、裁判所組織のトップである司法長官の代行（Acting Chief Justice）に任命した。これに対しては、権力分立及び司法権の独立に反し、利益相反となるとの批判が行われている¹¹。

3 人権

キリバス憲法は、「第2章 個人の基本的権利及び自由の保護」等において、人権規定を置いている。1979年に採択されたキリバス憲法に規定されている人権は、ほとんどが自由権である。生存権、教育を受ける権利、勤労権等の社会権や、情報アクセス権、環境権等は、規定されていない。また、障害者の権利についての規定もない。

キリバス憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

- ①生命・自由・個人の安全、良心・表現の自由、集会・結社の自由は認められているが、「公共の利益」による制限を受けることが明文で規定されている。
- ②非常事態に関して、詳細な規定が置かれている。大統領は、キリバスが戦争状態にある等の場合には、内閣の助言に従い、非常事態宣言をすることができる。
- ③人権保護請求について、明文で規定されている。人権保護請求とは、不法に憲法上の人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者が、高等裁判所に対し、その救済を求めて保護請求を行うことである。

¹¹ いくつかの南太平洋諸国（例えば、キリバス、ナウル、バヌアツ、東ティモール）では、以前から、外国人裁判官が導入されている。しかし、外国人裁判官が当該国に滞在するためにはビザの付与を受けることが必要であり、ビザが無ければ強制退去を求められるおそれがある。外国人裁判官が政府にとって不都合な判決を下すと、ビザの付与を受けられなくなる可能性がある。このように、外国人裁判官は脆弱性を有している。また、裁判官の終身制を固定期間制に変更することも、外国人裁判官の脆弱性を促進する可能性が高い。任期の更新を希望する外国人裁判官は、政府に不都合な判決を下すことを躊躇する可能性があるからである。

<https://www.lowyinstitute.org/the-interpretor/president-vs-judge-how-kiribati-came-constitutional-standoff>

Ⅲ 民法

キリバスでは、1979年の独立以来、土地の所有形態にはほとんど変化がない。例外はクリスマス島で、以前は王室が土地を所有していた。クリスマス島では新しい町が建設され、一部の土地は自由保有権のある民間に譲渡された。キリバスでは、土地面積の約95%が先住民の所有で、一部は自由保有権付きである。残りの大部分は公有地である。クリスマス島はキリバス国土のほぼ半分を占めており、キリバス全体で見ると、土地面積の約50%が公有地である¹²。

キリバスの土地の登記簿は、紙形式で保存されており、電子データベースの利用は遅れている。現在のところ、全ての土地の登記が整備されているわけではない。土地の登記簿は国家が保証するものとされているが、土地登記簿の誤った情報に基づき善意で取引を行った者が被った損失を補償する裁判外の補償メカニズムは無い。土地の所有権や区画図に関する情報を得ることができるのは、仲介者及び利害関係人のみである。土地の売買取引を第三者に対抗するためには、土地登記簿に登記することが法令で義務付けられている¹³。

キリバスでは、慣習的土地所有の承認と保護は法律で規定されている。キリバスにおける慣習上の土地は、原則として譲渡が禁止されている（例外として認められるのは、国又は地域団体の場合のみ）。リースは可能であるが、裁判所及び大臣の承認が必要である¹⁴。裁判所及び大臣の承認を必要とするリースの方法の主な問題点は、土地官僚が、とくにビジネスに関する経験を有しない場合、十分な情報に基づく評価を行うための能力を必ずしも備えていないこと、及び汚職の誘因となる可能性もあることである¹⁵。

キリバスでは、慣習法の立証は、法律の問題として、単に文書の提出のみで証明され、専門家証人による立証は不要である¹⁶。

キリバスでは、7年間以上不在の者は、「海没者」として扱われ、近親者に土地が再割当されるという慣習法があった。しかし、このルールは多くの島で消滅しつつある¹⁷。

Ⅳ 会社法

キリバスでは、「2021年会社法」(Companies Act 2021)、「2021年事業名称法」(Business

¹² 「Making Land Work Volume One」124頁。

https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeOne_Bookmarked.pdf

¹³

<https://archive.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/country/k/kiribati/KIR.pdf>

¹⁴ 前掲「Making Land Work Volume One」39頁。

¹⁵ 前掲「Making Land Work Volume One」52頁。

¹⁶ 前掲「Making Land Work Volume One」61頁。

¹⁷ 「Making Land Work Volume Two」169頁。

https://www.sprep.org/att/IRC/eCOPIES/Pacific_Region/251.pdf

Names Act 2021) が公布・施行された。これらの法律は、オーストラリア及びニュージーランドの支援により実現したものであり、事業登録が簡素化・明確化され、キリバスにおける新規のビジネスが容易になると期待されている。

外国企業がキリバスに現地法人を設立する場合、「2021 年会社法」に従い、会社を設立することになる。「2021 年会社法」によると、会社は、①名称、②定款 (constitution)、③1 株以上の株式、④1 名以上の株主、⑤1 名以上の取締役（そのうち 1 名以上はキリバス居住者でなければならない）という条件を満たす必要がある。会社は、株主とは別個の独立した法人であり、キリバスの登記簿から抹消されるまで存続する。会社は、法令に別段の定めが無い限り、いかなる事業・取引をも行う完全な能力を有する。会社名の末尾には、「Limited」又は「Ltd」という文言を付しなければならない。会社の定款は、「2021 年会社法」に添付されたフォームを使用することもできるし、修正したものを使用することもできる。会社の株式は、名目価値又は額面価値を有してはならず、また、無記名株式を発行してはならない。最低資本金制度は採用されていない。会社は、株主名簿を保持・管理しなければならない。会社の株主は、株主であることのみをもってしては、会社の債務について責任を負わない。会社は、①決算日から 6 か月以内、②前回の定時株主総会から 15 か月以内に、定時株主総会を開催しなければならない。但し、株主が 1 名の場合は、定時株主総会の開催は不要である。

V 民事訴訟法

キリバスの裁判所システムは、英国の法制度の影響を受けている。前述したとおり、キリバスの裁判所としては、控訴院、高等裁判所、治安判事裁判所がある。

治安判事裁判所は、訴額 3,000 オーストラリア・ドル以下の重大ではない民事事件を管轄する。また、キリバスの各島の治安判事裁判所には「土地裁判所」と呼ばれる部門がある。各島の治安判事の多くは、その島の習慣や伝統に詳しい高齢の男性である。土地に関する事件は 5 名の治安判事により審理される¹⁸。

高等裁判所は、治安判事裁判所からの上訴事件を管轄するほか、無限定の管轄権を有する。また、土地事件を管轄するため、高等裁判所には土地部が設置されており、高等裁判所の長官又はその他の裁判官 1 名と、治安判事 2 名が合議体を構成する¹⁹。

控訴院は、高等裁判所からの全ての事件の上訴事件を管轄する。但し、バナバに関する事件の上訴は、控訴院ではなく、英国の枢密院が管轄するものとされている。

なお、キリバスでは、法曹資格についての法律上の規定は無く、法学の学位が無くても、法曹になることが可能である²⁰。

¹⁸ Herbert M. Kritzer, *Legal Systems of the World II*(2002), p.831.

¹⁹ 同上。

²⁰ 永田憲史著「ソロモン諸島、キリバス共和国、ツヴァルの刑事制裁」(『関西大学法学論

VI 刑事法

キリバスの刑事制裁としては、被害弁償、罰金刑、没収、平穩維持、プロベーション、警察監視、拘禁刑、居所指定命令、社会奉仕命令がある。居所指定命令は、「その者が従来居住していた又はその他の一定の場所又は島に移動し、居住するよう命じる刑事制裁」であり、他の刑事制裁に付加して又は代替して科されることがあり、期間は最長 1 年である。社会奉仕命令は、「中央政府又は地方政府委員会の職員であるパブリック・オフィサーの監督の下で、無給の労働を行うよう求める刑事制裁」であり、期間は 40 日以上 150 日以下とされている。死刑は廃止されている²¹。

刑事事件の裁判管轄は、以下のとおりである。まず、刑事事件の起訴は、法務長官の指示に基づき、警察官が行う。刑事事件の第一審を管轄するのは、前述した治安判事裁判所である。治安判事裁判所は、法定刑が 5 年以下の拘禁刑又は 500 オーストラリア・ドル以下の罰金刑の事件を管轄する。治安判事裁判所における審理は、1 名の首席治安判事及び 2 名の治安判事の合議体により行われる。実務上、軽微な事案においては、和解による事件解決が推進されることが多い²²。

高等裁判所は、①治安判事裁判所から上訴された事件の第二審、及び②法定刑が 5 年を超える拘禁刑又は 500 オーストラリア・ドルを超える罰金刑の事件の第一審を管轄する。上記①の第二審については 1 名の裁判官、上記②の第一審については 2 名以上の裁判官により審理が行われる²³。

控訴院は、高等裁判所からの上訴審を管轄する。法の解釈を争う場合に上訴が可能であるが、例外的に、量刑を争う場合にも上訴が認められることがある。控訴院では、3 名の裁判官の多数決により判断が行われる²⁴。

キリバスの刑法の特徴的な点を挙げると、例えば、以下のものがある。

- ①扇動罪、扇動的な出版物の流通・輸入の禁止等について、極めて広汎かつ詳細な規定がある（64～81 条）。
- ②宗教に対する侮辱・妨害等の罪が規定されている（123～127 条）。
- ③肛門性交及び獣姦を犯罪としており、14 年以下の拘禁刑を科するものとしている（153・154 条）。
- ④男性同士の猥褻行為を犯罪としており、5 年以下の拘禁刑を科するものとしている（155 条）。
- ⑤近親相姦を犯罪としており、最長で終身刑を科するものとしている（156～161 条）。

集 58 卷 5 号』（関西大学法学会、2009 年）所収）21 頁。

²¹ 永田・前掲書 31～43 頁。

²² 永田・前掲書 25 頁。

²³ 永田・前掲書 25～26 頁。

²⁴ 永田・前掲書 26 頁。

Ⅶ おわりに

以上、キリバスの法制度の概要を紹介したが、キリバス法については、日本語の文献・論文等の情報は非常に少ないのが現状である。しかし、キリバスの公用語の一つは英語であるため、キリバス法に関する英語の情報は比較的多い。

キリバスは、前述したとおり、世界第3位の広大な排他的経済水域を有しているほか、太平洋のほぼ中心に位置していることから、軍事上も重要な位置にある。キリバスの現政権が中国に接近していることから、米国も、キリバスとの関係を強化しようとしている。このように、最近になって、キリバスの地政学上の重要性が注目を集めている。他方で、キリバスは、毎年、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。また、地球温暖化による海面上昇により、国が水没することが懸念されている。将来のキリバスの産業政策や法制度の整備等に関し、日本が貢献できることがあるかもしれない。

今後も、キリバスの法制度の動向に注目していきたいと思う。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.51 No.1』（国際商事法研究所、2023年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第11回 キリバス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。